

委 託 設 計 書 ・ 仕 様 書

令和 8 年度

委託名称：市立川越高等学校
消防用設備保守管理業務委託

委託場所：川越市旭町2丁目3番地7

9 設 計 額：(月額) 円 積算原価：(月額) 円

委 託 の 大 要	消防用設備等の機能を完全に維持し、常に最良な状態で使用できるようにする。

名 称	形 状 寸 法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
1. 自動火災報知設備保守管理業務		1	式			
2. 防火扉・防火シャッター保守管理業務		1	式			
3. 非常放送設備保守管理業務		1	式			
4. 消火器保守管理業務		1	式			
5. 屋内消火栓設備保守管理業務		1	式			
6. 救助袋設備保守管理業務		1	式			
7. 誘導灯設備保守管理業務		1	式			
8. 屋外消火栓設備保守業務		1	式			
9. 防災管理点検		1	式			
10. 建築基準法12条に基づく防火設備点検業務		1	式			
11. 緊急対応等派遣業務		1	式			
※ 上記単価には諸経費を含む						
合 計						
合 計（月 額）						

名 称	形 状 寸 法	員 数	外 観 及 び 機 能 点 検		総 合 点 検		
			単 価	金 額	単 価	金 額	合 計
5. 屋内消火栓設備保守管理業務							
加圧送水装置ポンプモーター (操作盤を含む)		1					
呼水装置		1					
屋内消火栓		45					
起動用スイッチ		45					
表示灯		45					
常用電源		1					
配線点検費 絶縁測定		1					
放水試験費 1式		1					
小 計							
合 計							

名 称	形 状 寸 法	員 数	外観及び機能点検		総 合 点 検		
			単 価	金 額	単 価	金 額	合 計
6. 救助袋設備保守管理業務							
緩降機	合宿棟 3 階設置	1					
救助袋	6 階設置	1					
〃	7 階設置	1					
小 計							
合 計							

[illegible]

[illegible]

名 称	形 状 寸 法	員 数	外観及び機能点検		総 合 点 検		
			単 価	金 額	単 価	金 額	合 計
9. 防災管理点検業務							
防災管理点検		1					
小 計							
合 計							

市立川越高等学校
消防用設備保守管理業務委託仕様書

1. 目的

この業務は、消防法の定めるところにより、消防用設備等の機器を完全に維持し、火災等の災害から人命や財産を守ることを目的とする。

2. 委託対象施設

- ・名 称 市立川越高等学校
- ・場 所 川越市旭町2丁目3番地7
- ・点検機器 別表のとおり

3. 委託期間

令和8年10月 1日 から 令和9年 9月30日 まで（1年間）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4. 支払方法

2回払い

令和9年 4月（令和8年10月～令和9年3月分）

令和9年10月（令和9年 4月～令和9年9月分）

5 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載して下さい。

6. 委託内容

- (1) 受注者は上記施設に設置してある消防用設備等の機能保全のため、定期的に技術員を派遣し、消防法、同法施行令及び同法施行規則に定める点検を行う。
- (2) 点検は、消防庁告示の基準により行う。
- (3) 点検の結果、機器の故障、破損、取替等の必要や、その他異常を発見したときは、速やかに発注者に連絡し、関係者協議の上、最善の手当を実施すること。
- (4) 学校における防災訓練（毎年4月中に実施予定）の時には来校して、防災設備、消火器及び救助袋等の使用方法を指導すること。
- (5) 防災管理点検を行い、6月1日までに消防に提出できるよう点検結果報告書を作成する。
- (6) 建築基準法第12条に基づく防火設備の法定検査を行い、報告書を提出する。なお、報告書の書式については、一般財団法人埼玉県建築安全協会の報告用紙とする。

(7) 消防設備に異常が発生した場合は、市の求めに応じ直ちに技術員を派遣し、緊急対応等を行うこと。

7. 点検回数

- | | |
|------------------------|------------------|
| ・ 外観、機能点検 | 1 回 |
| ・ 総合点検 | 1 回（外観、機器点検含） |
| ・ 防災管理点検 | 1 回 |
| ・ 建築基準法 12 条に基づく防火設備点検 | 1 回（令和 8 年度中に実施） |

8. 負担区分

- (1) 点検に要する機器、機材、消耗品等は受注者の負担とする。
- (2) 点検故障時に部品材料等が必要な場合、軽微な物品等については受注者の負担とし、その他の場合は関係者協議の上、速やかに修理等を実施すること。

9. 業務実施打合せ

受注者は、点検業務の実施にあたり、学校行事等に支障が出ないように行うこととし、実施の日時、作業手順等発注者と十分な打合せの上、その指示に従い実施すること。また、法令に遵守し、実施すること

10. 服装

業務に従事する者は、受注者制定の衣服を着用し、胸にはネームプレートを付けること。

11. 受注者（作業）の資格

点検を行う者は、業務を遂行するにあたり、消防設備士免許取得者又はこれと同等以上の資格を有する者とする。

また、建築基準法 12 条に基づく防火設備の定期点検については、一級建築士もしくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者（防火設備検査員等）とする。

受注者は上記の資格を有する者を直接雇用しているものとする。

12. 書類の提出

受注者は、業務着手前に以下の書類を指定様式により提出すること。

- ・ 委託業務実施計画書
- ・ 業務従事者名簿（学校施設の保安上の理由により、提出を求めるものである。）
- ・ 管理技術者等通知書
- ・ 点検業務に必要な有資格者の写し
- ・ その他指定あるもの

1 3. 業務実施報告書

点検作業終了時は、係員立会いの上で検査を受けるとともに、委託業務実施報告書及び点検結果報告書を提出すること。

1 4. 法令・規則等の遵守

受注者は、本市の契約諸規程に従うほか、関係諸法令を遵守すること。

1 5. 諸官庁への届出

受注者は、関係官庁に対する必要な一切の諸手続を、発注者の承認を得て代行すること。

1 6. その他

- (1) 受注者は、業務を遂行するに当たり、建物、設備、機器等に損傷を与えないよう十分に注意し、万一損傷の場合は、発注者側の責に帰する場合を除きその賠償の責を負うものとする。
- (2) この仕様書は、委託業務の概要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うこと。
- (3) この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、当該契約は解除することができる。」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。
- (4) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (5) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。
- (6) その他この仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

消防用設備等点検機器一覧

点 検 設 備 名	点 検 設 備 項 目	備 考
○消火器具	・ 粉末ＡＢＣ１０型	
○屋内消火栓設備		
・ 水源	・ 水量 ・ 水状 ・ 給水装置 ・ バルブ類	
・ 加圧送水装置 （電動機の制御装置）	・ 貯水槽 ・ 周囲の状況 ・ 外形 ・ 表示 ・ 電圧計、電流計 ・ 開閉器、スイッチ類 ・ ヒューズ類 ・ 継電器 ・ 表示灯 ・ 結線接続 ・ 接地	
（起動装置）	・ 予備品等 ・ 直接操作部 ・ 遠隔操作部 ・ 遠隔起動部 ・ 起動用水圧開閉装置	
（電動機）	・ 外形 ・ 回転軸 ・ 軸受部 ・ 軸継手 ・ 機能	
（ポンプ）	・ 外形 ・ 回転軸 ・ 軸受部 ・ グランド ・ 連成計、圧力計	
（呼水装置）	・ 性能 ・ 呼水槽 ・ バルブ類	

(配管等) ・ 屋内消火栓箱 ・ 総合点検 (ポンプ方式) ・ 配線点検	・ 自動給水装置 ・ 減水警報装置フート弁 ・ 性能試験装置 ・ 減圧のための措置 ・ 管、管継手 ・ 支持金具、つり金具 ・ バルブ類 ・ 逃し配管 ・ 消火栓箱 ・ ホースの耐圧性能 ・ 消火栓開閉弁 ・ 表示灯 ・ 始動表示灯 ・ 使用方法の表示 ・ 耐震措置 ・ 加圧送水装置 ・ 表示、警報等 ・ 電動機の運転電流 ・ 運転状況 ・ 放水圧力 ・ 放水量 ・ 専用回線 ・ 開閉器、遮断器 ・ ヒューズ類 ・ 絶縁抵抗 ・ 耐熱保護	
○自動火災報知設備点検 ・ 配線点検	・ 予備電源、非常電源 ・ 受信機、中継器 ・ 感知器 ・ 発信機 ・ 音響装置 ・ 蓄積機能 ・ 自動作動 ・ 煙感知器等の感度 ・ 地区音響装置の音圧 ・ 総合作動 ・ 専用回線 ・ 開閉器、遮断器	

	・ヒューズ類 ・絶縁抵抗 ・耐熱保護	
○非常警報器具及び設備点検	・非常電源 ・非常ベル、自動式サイレン ・放送設備 ・警鐘、ゴング等	

※上記に記載ない場合についても、必要なものについては点検を行うこと。